内閣衆質一七九第一一六号

平成二十三年十二月十六日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員橘慶一郎君提出中小企業金融円滑化法の施行状況及び今後の取り扱いに関する質問に対し、 別

紙答弁書を送付する。

衆議院議員橘慶一 郎君提出中小企業金融円滑化法の施行状況及び今後の取り扱いに関する質問に対す

る答弁書

一について

全体としては企業の業況は改善しているが、 円高等の影響もあり、 中小企業の業況及び資金繰り状況に

ついては、先行きに慎重な見方がある。

二について

金融庁が平成二十三年十二月十三日に公表した「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状

況について (速報値)」(以下「金融庁資料」という。)によると、 中小企業者等に対する金融の円滑化

を図るための臨時措置に関する法律 (平成二十一年法律第九十六号。 以下「中小企業金融円滑化法」 とい

う。)の施行日である平成二十一年十二月四日から平成二十三年九月末までの間において、 中小企業金融

円滑化法第四条第一項に基づき、中小企業者から、 金融機関に対し、 債務の弁済に係る負担の軽減の申込

みがあり、 当該貸付けの条件の変更等の措置が講じられた件数は、二百二十五万四千七百六十件、

置が講じられた債務の総額は六十二兆七千九百二十六億円であり、 また、 中小企業金融円滑化法第五条第

_

項に基づき、住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあり、 当該貸付けの条件の変

更等の措置が講じられた件数は、 十六万七千三十四件、 当該措置が講じられた債務の総額は二兆五千七百

九十七億円である。

三について

金融庁資料によると、平成二十三年七月から同年九月末までの間において、中小企業金融円滑化法第四

条第一項に基づき、 中小企業者から、 銀行に対し、 債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった件数は、

十八万八千六百八十六件である。

なお、 金融庁が金融機関から聴取したところによると、 債務の弁済に係る負担の軽減の申込みの多くは、

同一の債務者による複数回の申込みであるとのことである。

四について

中小企業金融円滑化法の取扱いについては、 我が国経済や中小企業者等の資金繰り等の状況、 金融機関

の金融の円滑化に向けた取組の状況等を十分に見極めつつ、慎重に判断してまいりたい。